

別紙Ⅳ 沖縄県立八重山病院 診療材料物流管理業務 優先交渉権者選定基準

1 基本的な考え方

(1) 優先交渉権者の選定方法

優先交渉権者の選定にあたっては、公平かつ客観的に提案内容を評価するため、公募型プロポーザル方式を採用する。

提案内容の評価及び審査については、当院が設置する「診療材料物流管理業務の委託事業者選定委員会」において、「企画提案」と「見積額」の2つの観点で総合評価を行い、総合評価の最も高い提案者を優先交渉権者として選定する。

ただし、提案者の提示する見積額が当院の予定した予定価格を上回った場合、交渉権候補者とししない。

(2) 企画提案の評価

企画提案の評価については、別紙Ⅰ「診療材料物流管理業務委託仕様書（以下「仕様書」という）」の各仕様項目に対する対応可否の状況、提出された企画提案書の内容、及び対面による企画提案（プレゼンテーション）の内容によって評価する（以下「企画提案審査」という）。

(3) 見積額の評価

提出された業務運営費及び準備業務費の見積額について、後に示す計算式に基づき計算した評価点で評価する（以下、「価格審査」という）。

(4) 評価項目、評価ポイント及び配点

上記(2)及び(3)を評価する配点は、合計を300点満点とし、「企画提案審査」に180点（6割）、「価格審査」に120点（4割）を配点する。

評価項目、評価のポイント及び同項目の個別配点は、本基準書の最終ページに記載する。

(5) 有効数字

「企画提案審査」、「価格審査」における評価点の集計計算の過程で生じた小数点以下の数字については、小数点以下1桁目までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

(6) 合計点数の同一の者が2者以上あるときの対応（同点のときの対応）

- ① 提案者それぞれの「企画提案審査の総評価点」「価格審査の評価点」とも異なる場合
⇒「企画提案審査の総評価点」が高い者を上位とする。
- ② 提案者それぞれの「企画提案審査の総評価点」「価格審査の評価点」とも同じで「企画提案審査の総評価点の内訳」が異なる場合
⇒「基本方針」に対する総評価点が高い者を上位とする。
- ③ 提案者それぞれの「企画提案審査の総評価点」「価格審査の評価点」とも同じで「企画提案審査の総評価点の内訳（基本方針）に対する総評価点」も同じ場合
⇒本選定に関係のない職員にくじを引かせ、順位を決定するものとする。

2 評価点及び総評価点の計算方法

(1) 企画提案審査の評価点と総評価点

ア 各評価項目について各委員が付す評価点

仕様書の各仕様項目に対する対応可否の状況、提出された企画提案書の内容、及び対面による企画提案（プレゼンテーション）の内容から、各評価項目について各委員が下記のSからCまでの評価を付し、各評価項目の評価点を算定・付与する。

評価 評価がSの場合：評価点として配点の満点を付与する

評価がAの場合：評価点として満点に0.6を乗じた点数を付与する

評価がBの場合：評価点として満点に0.3を乗じた点数を付与する

評価がCの場合：評価点として満点に0.1を乗じた点数を付与する

※評価Sは、他者と比較して特に優れた提案がされている場合とする

イ 各評価項目における提案者の総評価点

各評価項目について各委員の付した評価点から、最高点と最低点を除いて合算し、委員の人数で除した平均点を提案者の総評価点とする。

各評価項目の総評価点 = 各委員が付した評価点の合計（最高点と最低点を除く） ÷ 7人

※7人とは、委員合計9名から最高点と最低点を付した2名を除いた人数である

ウ 提案者の総評価点（合計）

上記ア及びイの順で算定された各評価項目の総評価点を合計し、提案者の総評価点（合計）を求める。

※満点は180点となる

(2) 価格審査の評価点

提案者が提示した「3年間の業務運営費及び準備業務費を合算した金額（消費税額を含む総額）」の中で、最も低い金額（以下、「最低提案価格」という）を提示した提案者に、満点120点を評価点として付与し、その他の提案者は次のように計算し評価点を付与する。

価格審査の評価点 = 満点120点 × (最低提案価格 ÷ その他の提案者の提案価格)

3 最低選定基準

提案者が1者のみである場合、委員会による審査の結果、次のいずれかに該当するときは、「該当者なし」とする。

- (1) 企画提案審査の総評価点（合計）が満点の6割に満たない場合。
- (2) 企画提案審査における各評価項目の総評価点について、ひとつでも満点の4割未満の総評価点がある場合

以上

(注記)

次ページに、評価する項目、評価のポイント及び同項目の個別配点を記載する

審査項目	評価項目	評価のポイント	配点
企画提案審査	A 基本方針	<p>当院が診療材料物流管理業務の委託化を進める上での基本方針を十分に理解し、各方針に沿った提案となっているか。</p> <p>また、その提案内容の実現性、実現の根拠は明確に示されているか。</p> <p>(1) 専門的ノウハウの導入、最適化され安定した物流管理業務の運用 (2) 適時適正な無駄の無い物流管理と資産流出リスクの防止 (3) 物流管理業務の運用における職員の負担軽減（医療・事務・システム職） (4) 預託在庫（消化払い方式）の導入 (5) 正確で迅速な供給搬送体制の実現による診療業務への貢献 (6) 物品マスタ及びデータの電子カルテシステム等との連携 (7) 先入先出法による在庫評価への対応</p>	40
	B 運用基本要件	<p>当院の基本方針に沿った運用上の基本要件を満たしているか。</p> <p>特に、以下の基本要件は充足している必要がある。</p> <p>(3) 当院が取り扱う全ての診療材料の一元的管理への対応（提案） (4) 預託在庫化（消化払い方式）への対応 (6) 物品、仕入先、仕入価格の決定における現状スキームの維持 (7) 診療材料の価格妥結後の廻及修正処理への対応 (10) 物品マスタの管理、電子カルテ及び医事会計システムとのマスタ連携への対応</p>	30
	C 搬送供給業務	<p>診療に必要な物品が、適時適切に搬送され、保管（棚収納）され、診療業務に不安、影響がない搬送供給が確保される提案となっているか。</p> <p>また、SPDラベルや物流管理システムを効果的に活用し、各物品の状況を適時正確に把握できる提案となっているか。</p>	10
	D 在庫管理業務	<p>外部からの預託品を含め当院が扱う物品について、SPDラベル、物流管理システム等によって一元的に管理され、当院職員が随時に物品の状況を把握ができる仕組みが確保された提案となっているか。</p> <p>また、現場保管場所、SPD中央倉庫では、適正な在庫量による効率的な運用がなされ、定期的に実地棚卸がなされる運用となっているか。</p>	10
	E 購買管理業務	<p>適時適切な購買がなされ、欠品が発生しない仕組みが確保された提案となっているか。</p> <p>また、供給制限、納期遅れ、欠品の情報等は、院内に適切に情報提供され、当院職員が随時に物品の供給に関する状況を把握できる仕組みとなっているか。</p> <p>その他、納品検収時に適切に品質確認が行われること、仕入先との購入内容及び債務確認が的確に行われる運用となっているか。</p>	10
	F 消費管理業務	<p>使用部署、物品別の消費実績を監視し、当院へ報告し、必要に応じた定数変更管理に繋がる仕組みが確保された提案となっているか。</p> <p>また、保険請求可能な物品の消費管理として、患者に消費した物品が確実に医事瀬級されているかの照合が要因に行える仕組みが確保された提案となっているか。</p>	10
	G 品質管理業務	<p>品質・安全管理面から、物品の安全品質が維持される保管体制、有効期限の管理、使用した物品の患者使用実績を把握できる等の仕組みが確保された提案となっているか。</p> <p>有効期限切れの防止対策について、具体的に実効性のある提案がなされているか。</p>	10
	H 物流管理システム	<p>当院の基本方針、運用基本要件、各種業務要件を踏まえ、最適なシステムが提供される提案となっているか（利用形態、稼働ネットワーク、システム自体の機能）。</p> <p>なお、提供する物流管理システムが、当院の電子カルテシステムのネットワークで稼働する場合、ウィルス対策要件、外部デバイスの接続制御要件は必須要件となる。</p> <p>また、マスタ連携に関して、極力人手を排除した実効性のある提案がなされているか。</p>	20

審査項目	評価項目	評価のポイント	配点
企画提案審査	I 総合管理業務	<p>日次報告、月次報告、年次報告について、仕様以外の事項を含め、当院に有益な提案がされているか。</p> <p>また、定期及び随時での本業の総括的報告、課題報告、現場視察、履行状況の確認が行われる提案がされているか。</p> <p>併せて、当院職員による問合せ、照会、相談等に適時適切に対応する姿勢が明示されているか。</p>	10
	J 経営支援業務	<p>診療材料委員会の対応、当院の求めに応じた情報提供体制、分析ツールの提供、その他仕様以外の事項を含め、当院に有益な提案がされているか。</p>	10
	K 基本要件に付随する要件	<p>本業務に従事する業務管理者は、本業務に係る全てを管理・監督するものが履行期間のすべての期間において配置が確保された提案となっているか。</p> <p>災害発生時や本業務に従事する者の感染症の罹患等における場合に、本業務を継続的に履行できる仕組み・体制（BCP対応）は、具体的に確実性のある内容が提案されているか。</p>	20
	小計		
価格審査	L 見積額	<p>3年間の業務運営費及び準備業務費を合算した金額（消費税額を含む総額）の最も低い金額（以下、「最低提案価格」という）を提示した提案者に、満点120点を評価点として付与し、その他の提案者は次のように計算し評価点を付与する。</p> <p>価格審査の評価点 = 120点 × (最低提案価格 ÷ その他の提案者の提案価格)</p>	120
	小計		
評価点合計（企画提案審査 + 価格審査）			300